

高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令（昭和五十年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>2 〔略〕</p> <p>（勘定区分）</p> <p>第二条 協会の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び純資産を計算し損益勘定においては収益及び費用を計算する。</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>（勘定区分）</p> <p>第二条 協会の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本金を計算し損益勘定においては収益及び費用を計算する。</p>

(事業計画)

第八条 法第五十九条の三十二の前段の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。

一 「略」

二 法第二十七条の二第七項（法第二十七条の

三第三項において準用する場合を含む。）及

び法第三十一条第三項並びに液化石油ガスの

保安の確保及び取引の適正化に関する法律（

昭和四十二年法律第四百十九号。以下「液化

石油ガス法」という。）第十九条第三項、第

三十七条の五第四項及び第三十八条の九に規

(事業計画)

第八条 法第五十九条の三十二の前段の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。

一 「略」

二 法第二十七条の二第六項、法第三十一条第

三項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取

引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律

第四百十九号。以下「液化石油ガス法」とい

う。）第十九条第三項、第三十七条の五第四

項及び第三十八条の九に規定する講習に関す

る事項

定する講習に関する事項

三 「略」

四 法第三十九条の七第一項（法第三十九条の八第二項において準用する場合を含む。）

法第三十九条の七第三項（法第三十九条の八第三項において準用する場合を含む。）

第三十九条の十六第一項（法第三十九条の十七第二項において準用する場合を含む。）

法第四十九条の八第一項（法第四十九条の九第二項及び法第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）又は法第五十六条の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六条の六の二十二第二項に

三 「略」

四 法第三十九条の七第一項（法第三十九条の八第二項において準用する場合を含む。）

法第三十九条の七第三項（法第三十九条の八第三項において準用する場合を含む。）

第四十九条の八第一項（法第四十九条の九第二項又は法第四十九条の三十一第二項にお

いて準用する場合を含む。）又は法第五十六条の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項又は法第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する調査に関する事項

<p>において準用する場合を含む。)に規定する調査に関する事項</p> <p>五〇十一 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>五〇十一 「略」</p> <p>2 「略」</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。